

香芝市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に基づき香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に規定する地域学校協働活動（以下「地域学校協働活動」という。）に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民その他の関係者（以下この項において「地域住民等」という。）と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、香芝市立の小学校及び中学校の通学区域（以下「学校区」という。）ごとに推進員を置くことができる。この場合において、教育委員会は、地域の実情を考慮の上、必要があると認めるときは、同一の推進員を複数の学校区（同一の香芝市立の中学校の学校区に含まれるものに限る。）に置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮の上、原則として各学校区1名とする。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、当該学校区の学校長が地域学校協働活動推進員推薦書（第1号様式）により推薦し、教育委員会が委嘱状（第2号様式）及び選任通知書（第3号様式）をもってこれを行う。

(1) 地域において社会的信望のある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意及び識見を有する者

(3) 地域学校協働本部等の代表者（以下「地域代表」という。）から地域学校協働活動推進員推薦同意書（第4号様式）をもって推薦の同意を得ている者

(委嘱期間及び解嘱)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

前項の委嘱期間の満了前であっても解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の申出があった場合
- (2) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (3) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
(解嘱の申出)

第7条 前条第2項第1号の規定による申出は、解嘱の日の30日前までにしなければならない。

(活動内容)

第8条 推進員の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域又は学校の教育活動への支援、地域学校協働活動の企画及び地域学校協働活動への参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(活動状況の報告)

第9条 推進員は、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員活動簿(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(推進員協議会)

第10条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動及び教育課題等についての情報交換に関する事項
- (2) 地域の教育課題等についての研究、協議、提言等に関する事項
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項

(守秘義務)

第11条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。推進員の委嘱期間が満了した後においても、同様とする。

(謝礼)

第12条 教育委員会は、推進員の活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第13条 推進員及び推進員協議会の庶務は、社会教育活動の振興に関する事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度 地域学校協働活動推進員 推薦書

年 月 日

香芝市教育委員会 様

香芝市立 学校
校長名

下記の者を、 年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

氏名（フリガナ）	
生年月日	
自宅住所・電話	〒 TEL :
推薦の理由	

第 2 号様式（第 5 条関係）

委 嘱 状

様

年度香芝市立 学校区地域学校協働活動推進員を委嘱します。

年 月 日

香芝市教育委員会 印

第 号
年 月 日

様

香芝市教育委員会 印

選任通知書

社会教育法第9条の7第1項及び香芝市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づく地域学校協働活動推進員を下記のとおり委嘱します。

記

- 活動内容
- (1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
 - (2) 地域又は学校の教育活動への支援、地域学校協働活動の企画及び地域学校協働活動への参加促進に関する活動
 - (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
 - (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

謝 礼

委嘱期間 委嘱の日から 年 月 日まで

地域学校協働活動推進員推薦同意書

年度学校区地域学校協働活動推進員につきまして、次の者を推薦することについて、同意します。

学校区

年度地域学校協働活動推進員

地域代表

印

※自署の場合は押印不要

第 5 号様式（第 9 条関係）

地域学校協働活動推進員活動簿

活動校名	学校	氏名	印
------	----	----	---

月分

※自署の場合は押印不要

日	時 間		活 動 内 容
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
／	：	～ ：	時間
合計		時間	